

第9節 給油取扱所の基準

第1 屋外給油取扱所及び共通事項

1 給油空地【危政令第17条第1項第2号、危規則第24条の14】

危政令第17条第1項第2号に規定する「給油空地」は、同号及び危規則第24条の14の定めによるほか、次によること。

(1) 給油空地の基本的な性能に関する事項は次によること。〔H18.5.10消防危113〕

ア 基本的機能

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の導線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行き6m以上の矩形部分が含まれる必要があること。(図3-9-1参照)

イ 出入口

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、ガードレール等により出入口が分割して設けられる場合には、間口(10m)の前面に幅5m以上の出入口が2箇所以上確保されていること。〔S45.5.4消防予81〕(図3-9-2、図3-9-3参照)

ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

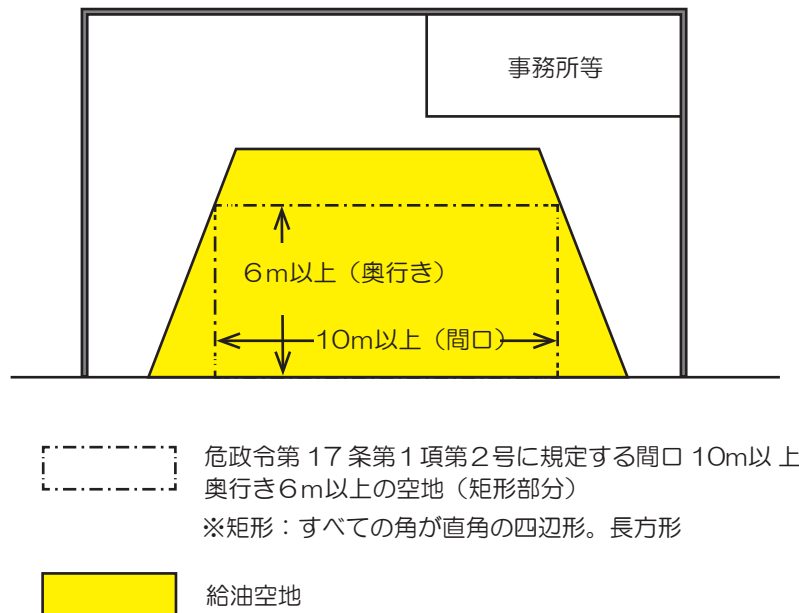


図3-9-1 給油空地の設定例

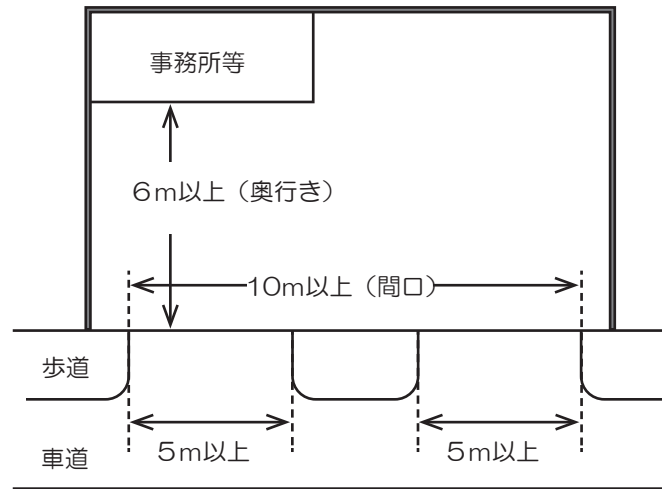


図3-9-2 自動車等が主として出入りする側の間口の例（認められる例）

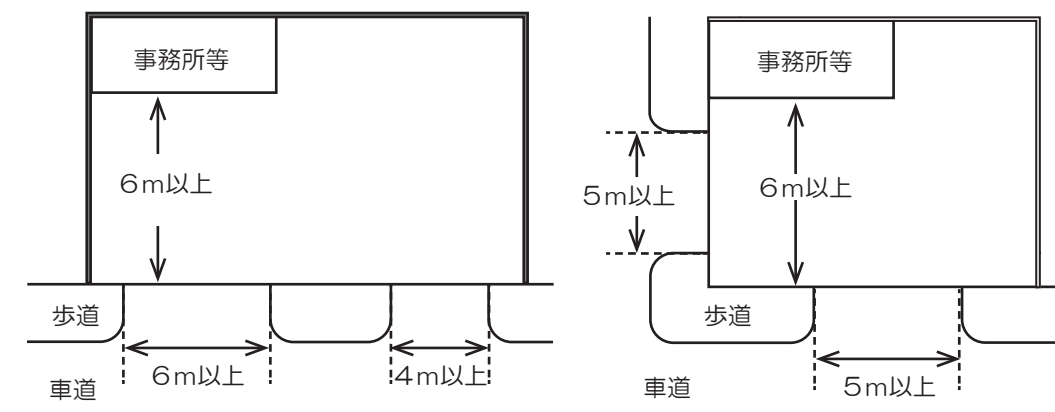


図3-9-3 自動車等が主として出入りする側の間口の例（認められない例）

(2) 新たに歩道等の整備により給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなる既存の給油取扱所について、次に掲げる全ての事項を満足する場合は、危政令第23条を適用し、次図3-9-4に示す給油空地の例示によることができること。〔H13.11.21消防危127〕

ア 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10m以上とし、奥行を6m以上とすること。

イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

給油空地の例示

(凡例)

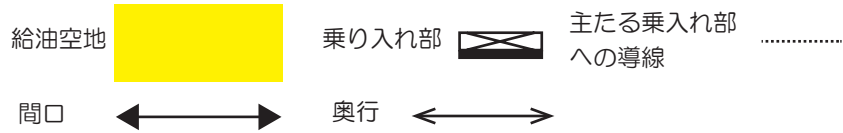


図1

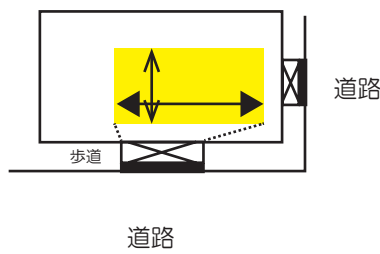


図2

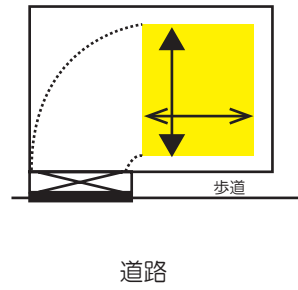


図3

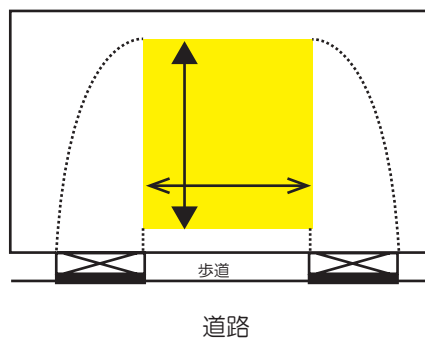


図4

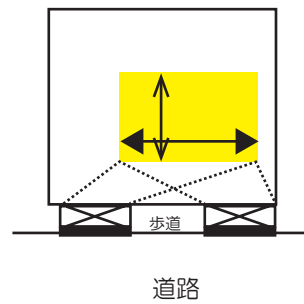


図5

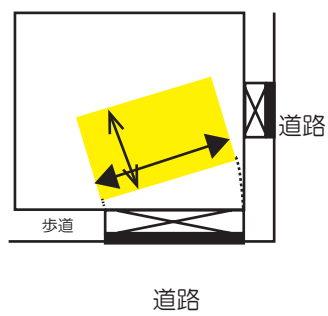


図6

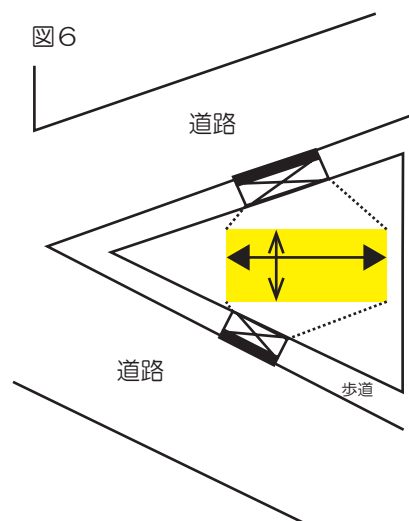


図3-9-4 給油空地の例示

2 注油空地【危政令第17条第1項第3号、危規則第24条の15】

危政令第17条第1項第3号に規定する「注油空地」は、同号及び危規則第24条の15の定めによるほか、次によること。

(1) 注油空地の基本的な性能に関する事項は次によること。〔H18.5.10消防危113〕

ア 基本的機能

固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した車両（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを固定した車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。））の停車位置を考慮して判断すべきものであること。

イ 容器に詰め替えることができる広さ

(ア) 容器を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含することが必要であること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ

(ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(2) 注油空地は給油空地以外の場所に設けること。〔S62.4.28消防危38〕

3 給油空地及び注油空地の舗装【危政令第17条第1項第4号、危規則第24条の16】

危政令第17条第1項第4号に規定する「舗装」は、同号及び危規則第24条の16の定めによるほか、次によること。

(1) 危規則第24条の16第2号に規定する「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。〔H18.5.10消防危113〕

(2) 給油空地及び注油空地の舗装材料は、準不燃材料又は難燃2級以上のもので、導電性、耐油性、車両荷重に対する強度及び排水性を有するものとし、鉄筋コンクリートのほか、次のものが該当する。●

ア ポリシールコンクリート舗装〔S53.10.5消防危133〕

骨材を少量のアスファルトで粘結し、この空隙にポリシールドープを主体とした充てん剤（ポリシールグラウト）を充てんしたもの。

イ TXコンクリート舗装〔S56.7.10消防危87〕

表層に独特の空隙を持ったアスファルトコンクリートを施し、この全厚（30～60mm）に特殊混和材（TX-O）を加えたセメントペーストを浸透させたもので、表層下の基層をセメントコンクリートとしたもの。

ウ ベアコート舗装〔S60.10.21消防危118〕

碎石を主体とした骨材を、少量のアスファルトと混合（ベースアスコン）し、これを路面に敷均し、ローラーで締め固めた後、その空隙に特殊セメントミルクである「ベアコートミルク」を、全層にわたって浸透固化させたもの。

(3) 給油空地及び注油空地の舗装の補修材又は表面仕上材は、次によること。

ア エポキシ樹脂を結合剤としたエポキシ樹脂モルタルは認められる。〔S54.7.14消防危75〕

- イ エポキシ樹脂系及びポリウレタン樹脂系併用モルタルは認められない。〔S57.6.9消防危69〕
- ウ アクリル系樹脂モルタルは認められる。〔S59.8.22消防危91〕
- エ 鉄粉入りエポキシ樹脂モルタルは認められる。〔S63.1.30消防危14〕
- オ ア～エによるほか、準不燃材料又は難燃2級、その他これと同等の難燃性を有するもので、耐油性及び車両荷重に対する強度を有するものは認められる。●

- (4) 給油取扱所の地盤面の舗装について、給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装とすることができる。〔H31.4.19消防危81〕

4 滞留及び流出を防止する措置【危政令第17条第1項第5号、危規則第24条の17】

危政令第17条第1項第5号に規定する「措置」は、同号及び危規則第24条の17の定めによるほか、次によること。

- (1) 滞留・流出防止措置の基本的な性能に関する事項は次によること。〔H18.5.10消防危113〕

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

- (ア) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
- (イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

イ 漏れた危険物の滞留防止措置

- (ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。
- (イ) 従来規定されていた「空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

ウ 危険物等の流出防止措置

(ア) 収容

- a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。
- b 危規則第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、給油空地、注油空地、注入口の周囲及び附随設備が設置されている場所等以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいうこと。
- c 従来規定されていた「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

(イ) 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

a 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

b a以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

(a) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(b) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

- (2) 油分離装置として、油分離槽を設置する場合は、別記第10「油分離槽」によること。
- (3) 既存の給油取扱所において、道路の改修等により路面がかさ上げされ、給油取扱所の地盤面より周囲の路面が高くなる時は、次に掲げる措置を講じることにより、危政令第23条を適用し、第17条第1項第5号の規定に適合しているものとみなすことができる。(図3-9-5参照)〔S44消防予130、S44消防予276〕
- ア かさ上げをした道路と給油取扱所の境界部分の高低差が、60cm以下であること。
- イ 当該境界部分の高低差を埋めるための盛り上げ部分を設けるものとし、当該盛り上げ部分は固定給油設備のアイランドの道路に面する側から2m以上離れていること。
- ウ 盛り上げ部分の勾配が5分の2以下であること。

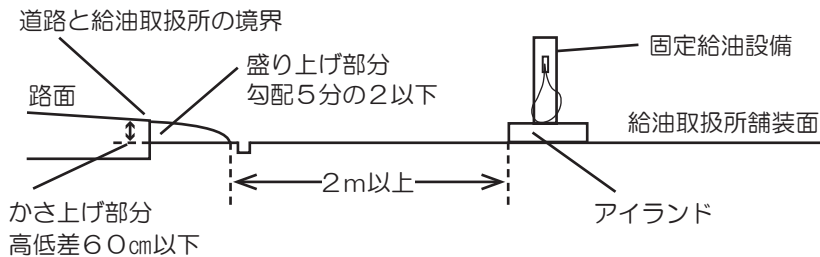


図3-9-5 給油取扱所の周囲の地盤面のかさ上げの例

- (4) 滞留及び流出を防止する措置として、排水溝と油分離装置とした場合の設置例は、次図3-9-6を参考とすること。〔H18.9.19消防危191〕

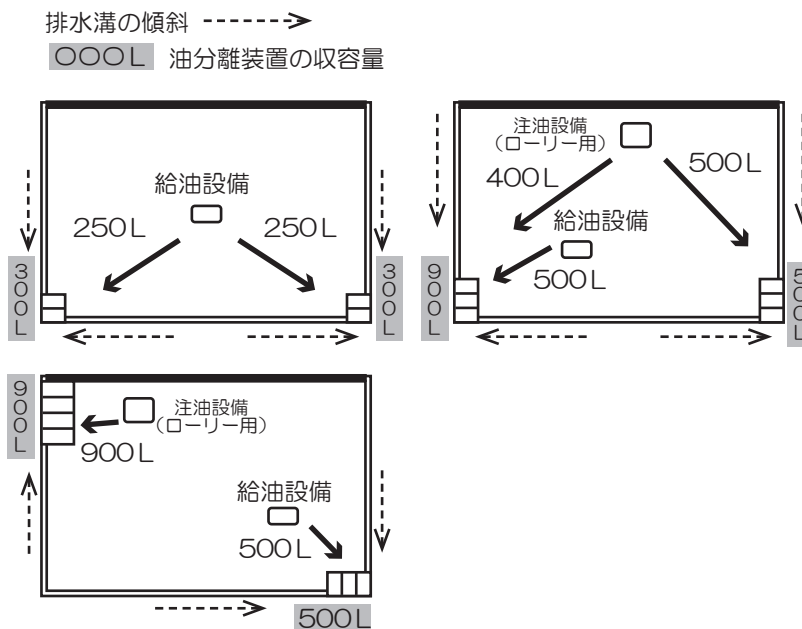


図3-9-6 油分離装置の設置例

- (5) 流出防止措置として設ける排水溝は、おおむね幅10cm以上、深さ10cm以上とし、滞留しないように適当な勾配を設けること。なお、排水溝の機能に支障が無いと認められる場合は、グレーチング等のふたを設けることができる。●

- (6) 注油空地の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用することができるものであること。
〔H1.3.3消防危15〕
- (7) 給油空地、注油空地内に水道設備、電気設備等のためのマンホール等を設ける場合は、防水型の蓋を使用するとともに、通行する車両等による荷重を考慮した強度を有するものとする。
また、マンホール等の内部にあっても、漏れた危険物が地中に浸透しない構造とすること。●

5 標識及び掲示板【危政令第17条第1項第6号、危規則第17条、第18条】

危政令第17条第1項第6号に規定する「標識」及び「掲示板」については、同号及び危規則第17条若しくは第18号の定めによるほか、別記第5「標識、掲示板等」によること。

6 専用タンク及び廃油タンク等【危政令第17条第1項第7号】

危政令第17条第1項第7号に規定する「専用タンク」及び「廃油タンク等」（以下、「専用タンク等」という。）は、同号及び危規則第25条の規定によるほか、次によること。

- (1) 危規則第25条第2号に規定する「ボイラー等に直接接続するタンク」とは、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。〔S62.4.28消防危38〕
- (2) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。〔S62.4.28消防危38〕
- (3) 専用タンクを2以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合において、ガソリンと廃油とを隣接した室に貯蔵することはできないこと。また、ガソリンと灯油を隣接した室に貯蔵しないよう指導すること。●〔S62.6.17消防危60〕
- (4) 下記の要件に適合している場合は、危政令第23条を適用し、固定注油設備に簡易タンクを接続して差し支えないこと。
- ア 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。
- イ 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
- ウ 固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。
- エ 簡易タンクの容量は600L以下であること。
- オ 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

7 専用タンク等の位置、構造及び設備【危政令第17条第1項第8号】

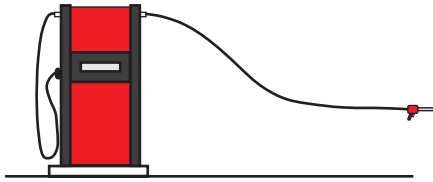
危政令第17条第1項第8号に規定する専用タンク等の位置、構造及び設備は、同号及び第5節「地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準」の例によるほか、次によること。

- (1) 専用タンク等に設ける通気管は、危規則第20条第3項の規定によるほか、次によること。
- ア 引火点40℃以上の危険物を貯蔵する専用タンク等に設ける通気管の先端についても、敷地境界線から1.5m以上離すよう指導すること。▲

- イ 引火点40°C未満の危険物を取り扱う専用タンク等の通気管には、移動貯蔵タンクから危険物を注入するときに放出される可燃性の蒸気を回収する設備を設けるよう指導すること。▲
- (2) 専用タンク等に設ける注入口は次によること。
- ア 原則として専用タンク等の直上部以外の場所に設けた注入口（以下「遠方注入口」という。）とし、車両導線、荷卸しを行う移動タンク貯蔵所の停車位置、周囲の火気使用場所を考慮した位置に設けること。●
- イ 遠方注入口は不燃材料で造った外箱等に収納するものとし、外箱の内部は漏れた危険物が浸透しない構造とすること。▲
- ウ 注入口の見やすい箇所に油種別の表示をすること。▲
- (3) 給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しに必要な安全対策設備については、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」〔H17.10.26消防危245〕によること。
- 8 固定給油設備及び固定注油設備の構造等【危政令第17条第1項第10号、第11号、危規則第25条の2、第25条の2の2、第25条の3】
- (1) 固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）は、危険物保安技術協会による型式試験確認済のものとする。▲
- (2) ポンプ機器の構造〔H5.9.2消防危68〕
- ア 一のポンプに複数の給油ホース又は注油ホース(以下「給油ホース等」という。)が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
- イ 危規則第25条の2第1号ロただし書きにおいて、最大吐出量を毎分180L以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。
- ウ 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合のポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。
- なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。
- エ 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。
- ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。
- (3) ホース機器の構造〔H5.9.2消防危68/R6.2.29消防危40〕
- ア 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては1,960N（200Kgf）以下の力によって離脱するものであること。
- イ ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（図3-9-7参照）、給油ホース等が地盤

面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ（図3-9-8参照）、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。（図3-9-9参照）

①ホース取出口を高い位置に設ける方法



②ホースをバネで上部に上げる方法

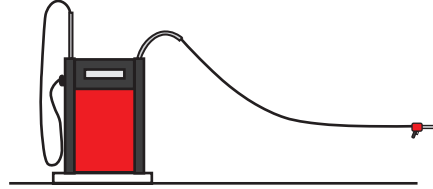
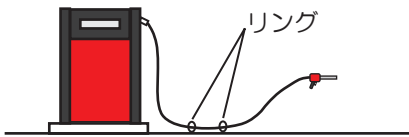


図3-9-7 給油ホース等を接触させない機能

③リングを取り付けた給油ホース



④カバーを取り付けた給油ホース

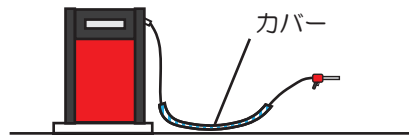


図3-9-8 リング、カバーが取り付けられた給油ホース等

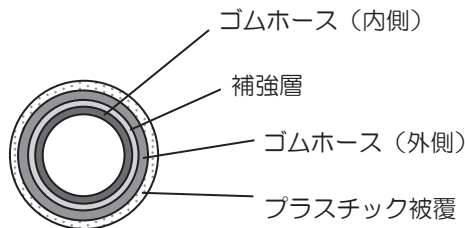


図3-9-9 プラスチックで被覆された給油ホース等の構造（断面）

ウ 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備等のホース機器のうち、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが有することとして差し支えないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

(ア) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1回の連続した注入量が設定量(タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000Lを超えない量であること。)以下に制限される構造等、注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。

- (イ) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。
- エ 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等による装置が設けられていること。
- なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。
- オ 給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。

(4) 配管の構造〔H5.9.2消防危68〕

配管は、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行って差し支えないものであること。

また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。

(5) 外装の構造〔H5.9.2消防危68〕

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び建基令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料並びにJIS K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。

ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

(6) ホースの全長

ア 固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。(図3-9-10参照)

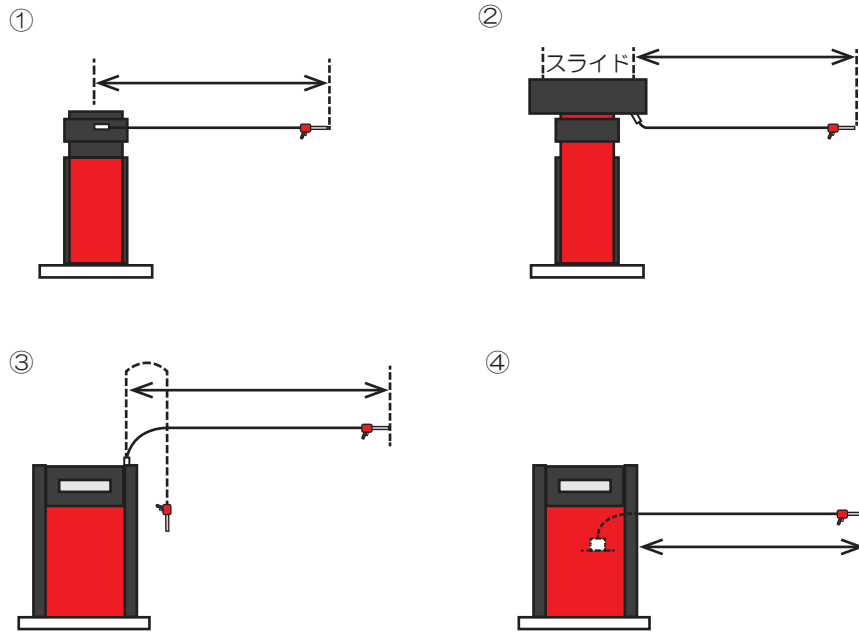


図3-9-10 給油ホース等の全長

イ 固定給油設備等のうち、懸垂式のものの給油ホース等の長さは、危規則第25条の2の2の規定によるほか、次図3-9-11の例によること。

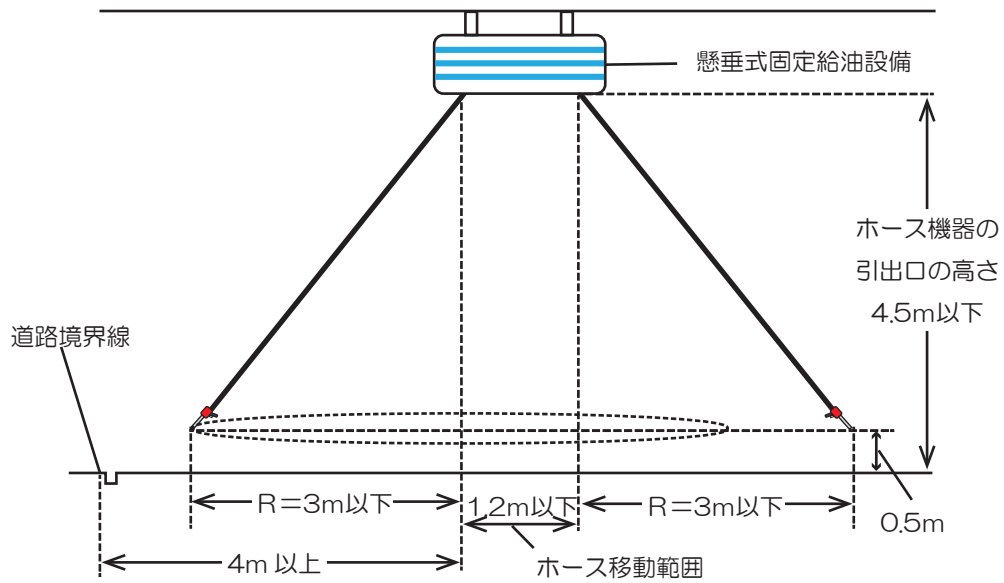


図3-9-11

(7) 危規則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」〔H13.3.30消防危43〕によること。

(8) 固定給油設備等の表示は次によること。〔S62.4.28消防危38〕

- ア 危規則第25条の3第1号に規定する「直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。
- イ 危規則第25条の3第2号に規定する「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることもさしつかえないものであること。

9 固定給油設備等の離隔距離【危政令第17条第1項第12号、第13号、危規則第25条の3の2】

危政令第17条第1項第12号及び第13号に規定する「道路境界線」、「敷地境界線」及び「建築物の壁」（以下、「道路境界線等」という。）と、固定給油設備等との間隔は、次によること。

- (1) 道路境界線等からの離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。〔S62.4.28消防危38〕
- (2) 道路境界線は、給油取扱所の存する敷地と危規則第1条第1号に規定する「道路」の境界部分を指すが、道路境界線に危政令第17条第1項第19号に規定する「高さ2m以上の塀又は壁」を設けた場合は、当該塀又は壁を設けた部分を敷地境界線とみなして、固定給油設備との間隔は2m、固定注油設備との間隔は1mとすることができる。（図3-9-12参照）▲

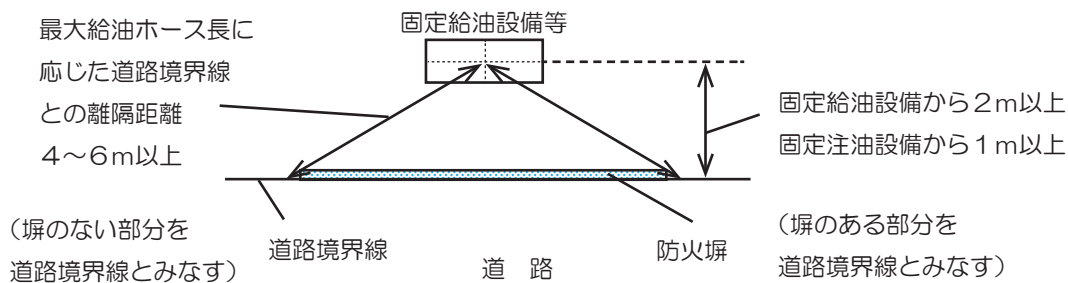


図3-9-12 固定給油設備等と道路境界線の間隔の例

- (3) 敷地境界線とは、隣地、河川等の一般的に敷地境界といわれる部分を指すが、離隔距離は努めて危政令第17条第1項第19号に規定する「高さ2m以上の塀又は壁」を設ける部分から確保するよう指導すること。●〔S62.9.9消防危91〕
- (4) 建築物の壁とは、給油取扱所外の建築物も含まれる。〔S62.9.9消防危91〕
- (5) 建築物の壁に開口部が無い場合とは、固定給油設備等の中心点から2mの範囲内の壁に開口部がないことをいう。なお、網入りガラスを用いたはめごろし窓、換気口等は開口部に含まれる。●〔S45.4.4消防危60〕
- (6) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器であつて、危規則第25条の3の2に掲げる要件に適合しないポンプ室に設置されるものにあつては、道路境界線等からの離隔距離を要するものであるが、この場合、当該ポンプ室に設ける給油空地に面する開口部までの離隔距離は、1mとすることができる。▲

(7) 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はない。〔S62.4.28消防危38〕

1 0 懸垂式の固定給油設備等【危政令第17条第1項第14号、第15号】

危政令第17条第1項第15号に規定する「危険物の移送を緊急に止めることができる装置」の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。〔H1.3.3消防危15〕

1 1 建築物の用途【危政令第17条第1項第16号、危規則第25条の4】

(1) 給油取扱所の建築物の用途の取扱いは次によること。〔S62.4.28消防危38〕

- ア 危規則第25条の4第1項各号に掲げる用途以外の用途、例えば、長距離トラック運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舎等の用途は認められない。〔R6.2.29消防危40〕
- イ 危規則第25条の4第1項各号に掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等）を含む。〔R6.2.29消防危40〕
- ウ 危規則第25条の4第1項第3号に規定する「自動車等の点検・整備」には、給油取扱所において行われる、自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び板金業務についても含まれること。〔H14.2.26消防危29/H31.4.19消防危81〕
- エ 立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められない。

(2) 危規則第25条の4第1項各号に掲げる用途として認められる用途は次の例によること。

- ア 危規則第25条の4第1項第1号に規定する「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」
 - (ア) ポンプ室〔H1.5.10消防危44〕
 - (イ) 油庫〔H1.5.10消防危44〕
 - (ウ) コンプレッサー室（点検、整備を行う作業場で用いられる場合は、当該コンプレッサー室は危規則第25条の4第1項第3号の用途に該当するものとする。）〔H1.5.10消防危44〕
 - (エ) 自動車等の点検・整備を行う作業場のうち、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場と壁等で区画されていないもの〔H1.5.10消防危44〕
- イ 危規則第25条の4第1項第2号に規定する「給油取扱所の業務を行うための事務所」
 - (ア) 他の建築物と独立して設けられた便所、物置〔H1.5.10消防危44〕▲
 - (イ) 事務所と販売室が兼用された一室であって主たる用途が事務所と認められるもの〔H1.5.10消防危44〕
 - (ウ) 給油取扱所の利用者のために設けるシャワー室（公衆浴場的なものを除く）。なお、シャワー室設置に伴う留意事項は、(3)によること。〔S62.6.17消防危60〕▲
 - (エ) 機械室、ボイラー室▲
- ウ 危規則第25条の4第1項第3号に規定する「自動車等の点検・整備を行う作業場」
 - (ア) 整備室、ピットルーム、点検、整備を行う作業場で用いられるコンプレッサー室等
 - (イ) 自動車等の点検・整備と洗浄を一室で行う作業場
 - (ウ) 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務〔H14.2.16消防危29〕
- エ 危規則第25条の4第1項第4号に規定する「自動車等の洗浄を行う作業場」
 - (ア) 洗車場
 - (イ) コーティング場（危険物を取り扱うもの及び板金又は塗装作業を除く）
- オ 危規則第25条の4第1項第5号に規定する「給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居

- 住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所」
- (ア) 所有者の住居
 - (イ) 給油取扱所の運営会社の事務所
- (3) 前記(2)イ(ウ)に掲げるシャワー室を設ける場合は次の点に留意すること。▲
- ア シャワー室の設置個数は必要最低限とすること。
 - イ 給油取扱所の従業員がシャワー室の利用者、利用時間等が適正であることを確認し、利用状況の管理を行うこと。
 - ウ 火災等が発生した際に、シャワー室内の利用者に対して速やかに報知できる措置を講じること。
 - エ シャワー室利用に伴う管理方法、安全対策等について、予防規程に記載すること。
- (4) 自動車等の点検・整備を行う作業場において、顧客に対し作業内容等を説明するために、係員同伴で一時的に顧客の出入をさせるものについては、当該顧客を危規則第25条の4第2項に規定する係員として扱って差し支えない。
- この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。〔H13.11.21消防危127〕
- (5) 給油取扱所の駐車スペースにおいて、車庫証明を取得して指定数量未満の危険物移動タンク車を駐車することは差し支えないが、移動タンク貯蔵所の常置場所とすることは認められないものであること。〔S62.6.17消防危60〕
- 1.2 建築物の構造【危政令第17条第1項第17号、第18号、危規則第25条の4】
- 危政令第17条第1項第17号及び第18号に規定する建築物の構造等は、同号及び危規則第25条の4の定めによるほか、次によること。
- (1) 給油取扱所の建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、準不燃材料又は難燃材料を使用して差し支えない。〔H9.3.26消防危31〕▲
 - ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
 - イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁
 - (2) 危険物を取り扱わない室相互間に設ける出入口等の開口部には防火設備を設けないことができる。▲
 - (3) 給油取扱所の建築物の壁、床及び天井に仕上材は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。▲
 - (4) 給油空地及び注油空地に面する部分に窓を設ける場合は、はめごろしの防火設備とすること。ただし、排煙設備として設ける防火設備の窓はこの限りでない。●
 - (5) 危規則第25条の4第3項に規定する自動車等の出入口にシャッター等を設ける場合は、防火設備以外の不燃材料で造られたものとする事ができる。〔S62.6.17消防危60〕
 - (6) 危規則第25条の4第4項に規定する「総務省令で定める部分」（以下「本店事務所等」とい

う。)の構造は次によること。

- ア 本店事務所等と他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入できる位置に設けること。〔S62.4.28消防危38〕
- イ 本店事務所等と他の部分との区画には避難口として必要最小限の開口部であっても認められない。〔H1.5.10消防危44〕
- ウ 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場に面する2階部分に設ける本店事務所等について、当該部分が上屋（キャノピー）と接続されていない場合は、危政令第17条第1項第17号及び同条第2項第6号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁による区画を要しないことができる。（図3-9-13参照）〔H1.5.10消防危44〕

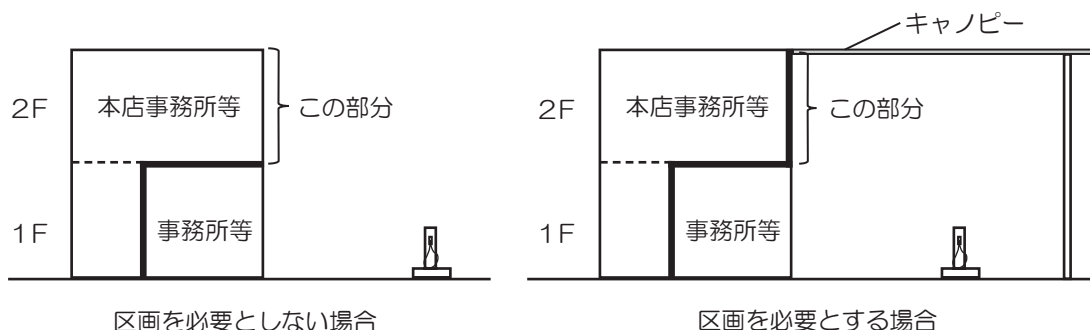


図3-9-13 区画の必要な部分

(7) 危規則第25条の4第5項に規定する「総務省令で定める構造」は次によること。

- ア 事務所等の犬走り等にスロープを設ける場合は次によること。〔H9.3.14消防危26〕
- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。
 なお、スロープが明確でない場合にあつては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- イ 事務所等の出入口に自動ドアを設ける場合は次によること。
- (ア) 危規則第25条の4第5項第1号の構造を有するものであれば、片開き、又は引分けの自動ドアを設けることができる。〔S43.6.3消防予155/H17.12.19消防危295〕
- (イ) 停電時であっても、蓄電池等により自動閉鎖機能を維持するものであること。▲

(8) 給油取扱所の上屋（キャノピー）の構造は次によること。

- ア キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、認めて差し支えない。
- (ア) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。
- (イ) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
- (ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- (エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。
- イ キャノピーに不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃シートを用いても差し支えない。〔H4.2.6消防危13〕

1.3 給油取扱所の塀又は壁【危政令第17条第1項第19号、危規則第25条の4の2】

- (1) 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4m以上であって、危規則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ給油を受けるための自動車等が出入りできる部分の幅員が10m以上（出入口を分割して設ける場合は、幅員が5m以上の出入口が2箇所以上）確保されている側とする。

なお、自動車等が主として出入りする側以外の面であっても、当該面が幅員4m以上の道路に接し、かつ幅員5m以上の出入口を備える場合には、その面を「自動車等の出入りする側」とみなすことができる。（図3-9-14参照）〔S51.11.16消防危94/S62.6.17消防危60〕▲

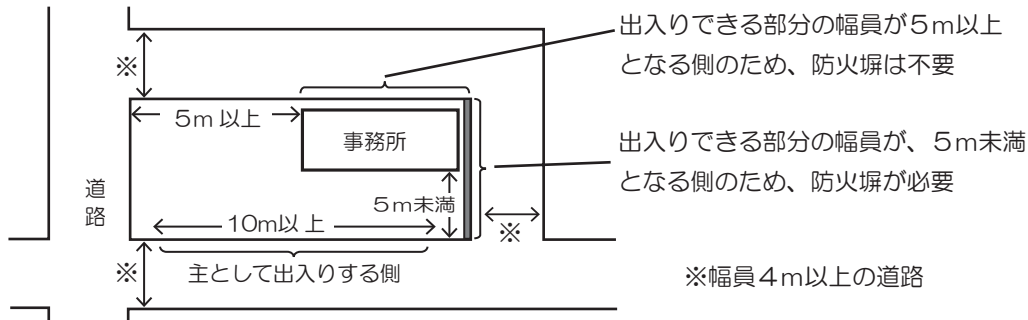
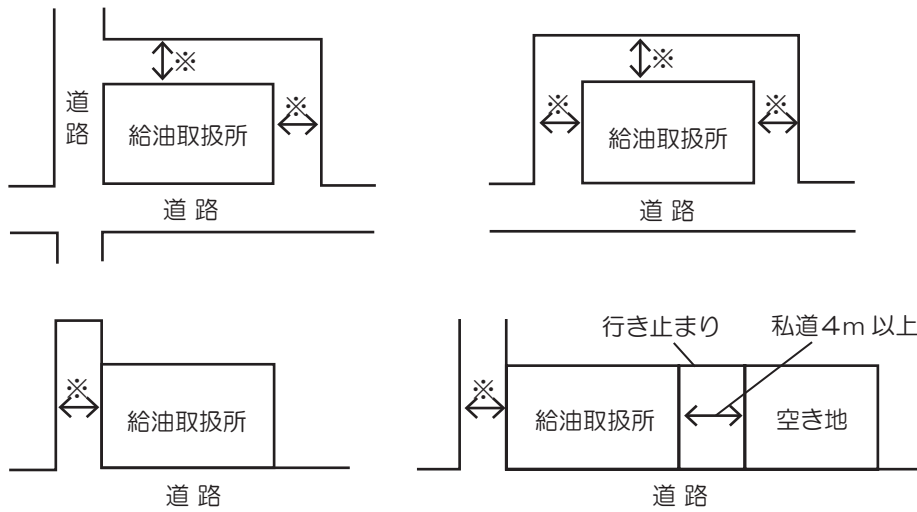


図3-9-14 自動車等の出入りする側の例

- (2) 次図3-9-15に示す部分について、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても、「自動車等の出入りする側」として防火塀を設けないことができる。〔H9.3.25消防危27/H10.10.13消防危90/H31.4.19消防危81〕



※幅員4m以上で、道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合（私道・構内道路を含む）

図3-9-15 自動車等の出入りする側の例

- (3) 大型店舗、その他の事業所等の敷地内の自動車等の通行できる通路（以下、「構内道路」という。）に面して設置される給油取扱所について、構内道路が次の要件に適合する場合は、当該構内道路に面する部分を「自動車等の出入りする側」とみなすことができる。（図3-9-16参照）〔H17.12.19消防危295〕●

- ア 構内道路の幅員が4 m以上であり、排水溝及び白線等により明確に区分されていること。
- イ 構内道路は、給油取扱所の営業時間中は自動車等が出入りできるように維持管理されているものであること。

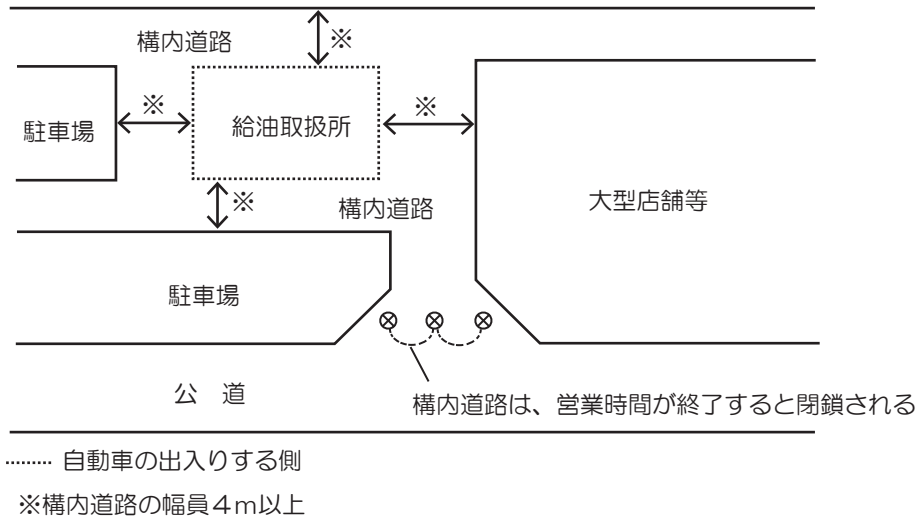


図3-9-16 構内道路に面する給油取扱所の例

(4) 敷地内の構内道路に面して設置される給油取扱所について、構内道路及びその周囲の状況が次のア及びイの要件に適合する場合は、当該構内道路に面する部分を「自動車等の出入りする側」とみなすことができる。(図3-9-17参照) ●

ア 構内道路は、次によること。

- (ア) 道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能であること。
- (イ) 道路部分にラインを引く等の表示を行い、外観上道路の形態を有していることがわかるように維持管理されていること。
- (ウ) 給油取扱所の営業時間帯において、自動車等が出入りできるように維持管理されているものであること。なお、営業時間外においては、施錠等により閉鎖することができる。

イ 同一敷地内の給油取扱所以外の部分は、次によること。

- (ア) 当該場所は、店舗、洗車場などの用途であり、給油作業及び注油作業を行う上で必要な用途以外であること。
- (イ) 原則として危険物の貯蔵及び取扱いがなく、法令上給油及び注油に必要な設備又はその付帯設備等が設けられていないこと。

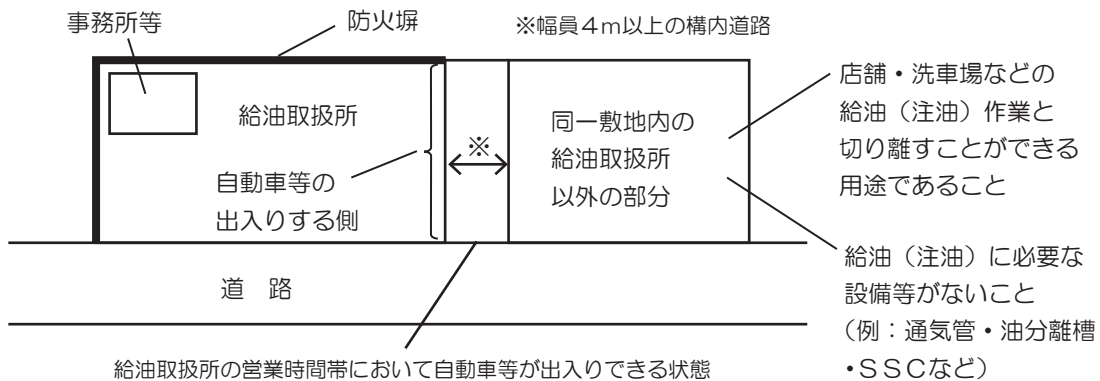


図3-9-17 構内道路に面する給油取扱所及び給油取扱所以外の部分の例

- (5) 危政令第17条第1項第19号に規定する塀又は壁（以下「防火塀」という。）の構造は次によること。
- ア 防火塀は、地震及び風圧に対して十分な強度を有するものとする。▲
- イ 給油取扱所の敷地境界線に面して設ける建築物の外壁は、防火塀とみなすことができる。
〔S37.4.6 自消丙予発44〕
- ウ 防火塀に設けることができる開口部は、危規則第25条の4の2の規定によるほか、次によること。
- (ア) 危規則第25条の4の2第1号に規定する網入りガラスを用いた防火設備を設ける場合は、交通事故防止等に必要最小限の大きさとするよう指導する。〔H9.3.26消防危31〕▲
- (イ) 建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とし、その数は必要最小限度とすること。〔S62.6.17消防危60〕▲
- (ウ) 給油取扱所に隣接する自己敷地に自家用の自動車等を出入りさせるために出入口を設置する場合は、必要最小限度の大きさとした特定防火設備とし、使用時以外は閉鎖しておくこと。
〔S37.4.20自消丙予発47〕▲
- エ 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、視認性確保のため、道路境界線から1m以内に限り防火塀に切欠きを設けることができる。なお、この場合においても、当該切欠き部分は危規則第25条の4の2第2号に適合するものとする。〔H30.3.29消防危42〕（図3-9-18参照）

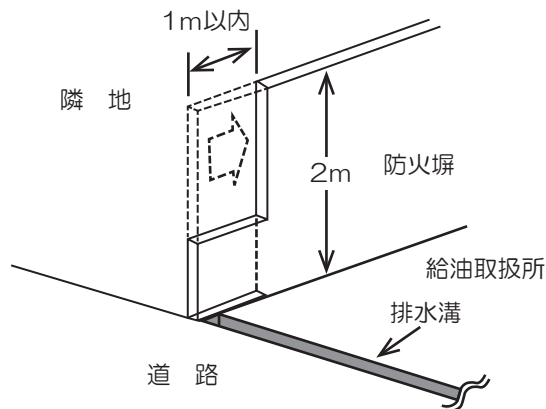


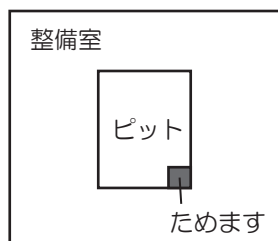
図3-9-18 防火塀の切欠き例

- (6) 危規則第25条の4の2第2号に規定する輻射熱に係る基準は別記第31「輻射熱計算」によること。

1.4 ポンプ室その他危険物を取り扱う室【危政令第17条第1項第20号】

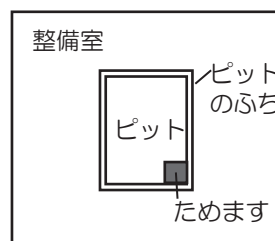
- (1) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下「ポンプ室等」という。）には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等も含まれる。〔H1.3.3消防危第15号〕
- (2) 危政令第17条第1項第20号イに規定する「貯留設備」は次によること。
- ア ポンプ室等に設けられたピット内に貯留設備を設ける場合は、ポンプ室等で漏えいした危険物がすべて当該ピット内に流入する構造となっていなければならない。〔H2.3.31消防危28〕（図3-9-19参照）

ポンプ室等で漏えいした危険物がすべて
ピットに流入する構造となっているもの



認められる例

ピット外で漏えいした危険物がピット内に
流入する構造となっていないもの



認められない例

図3-9-19 ポンプ室等の貯留設備の例

イ ポンプ室等に設ける貯留設備は排出口の無いためますとするよう指導する。ただし、作業上必要と認められるものについては、止水弁を設け、油分離装置等に接続することができる。

〔H1.5.10消防危44〕▲

- (3) 危政令第17条第1項第20号ロに規定する「採光、照明」は、【第1節製造所9】の例によること。
- (4) 危政令第17条第1項第20号ロ及びハに規定する「換気の設備」及び「蒸気を屋外に排出する設備」は、同号の定めによるほか、別記第9「換気設備、可燃性蒸気排出設備」によること。

1.5 電気設備【危政令第17条第1項第21号】

危政令第17条第1項第21号に規定する「電気設備」は、別記第11「電気設備の基準」によること。

1.6 附随設備【危政令第17条第1項第22号、危規則第25条の5】

- (1) 危政令第17条第1項第22号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備」（以下「附随設備」という。）は、給油空地及び注油空地内に設けないこと。〔S62.4.28消防危38〕
- (2) 附随設備は、専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分に設けないこと。▲
- (3) 危規則第25条の5第2項第1号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」については、次によること。
- ア 固定給油設備からの離隔距離の起算点は前記9(1)によること。
- イ 門型洗車機の離隔距離は、当該洗車機の可動範囲までの距離とすること。〔S62.4.28消防危38〕
- (4) 危規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」については、次によること。
- ア 自動車の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式・電動式）、ピット、オイルチェ

ンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー、マット洗浄機、掃除機等をいうものであること。〔S62.4.28消防危38〕 ▲

イ 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表3-9-1に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。〔S62.4.28消防危38〕

表3-9-1 危険物を収納する部分の板厚

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40 L 以下	1.0mm 以上
40 L を越え 100 L 以下	1.2mm 以上
100 L を越え 250 L 以下	1.6mm 以上
250 L を越えるもの	2.0mm 以上

ウ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。〔S62.4.28消防危38〕

エ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。〔S62.4.28消防危38〕

オ 火気を使用する方法又は火花を発生おそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うものとする。〔S62.4.28消防危38〕

(5) 危規則第25条の5第2項第4号に規定する「尿素水溶液供給機」については、次によること。
〔R6.2.29消防危40〕

ア ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。（図3-9-20参照）

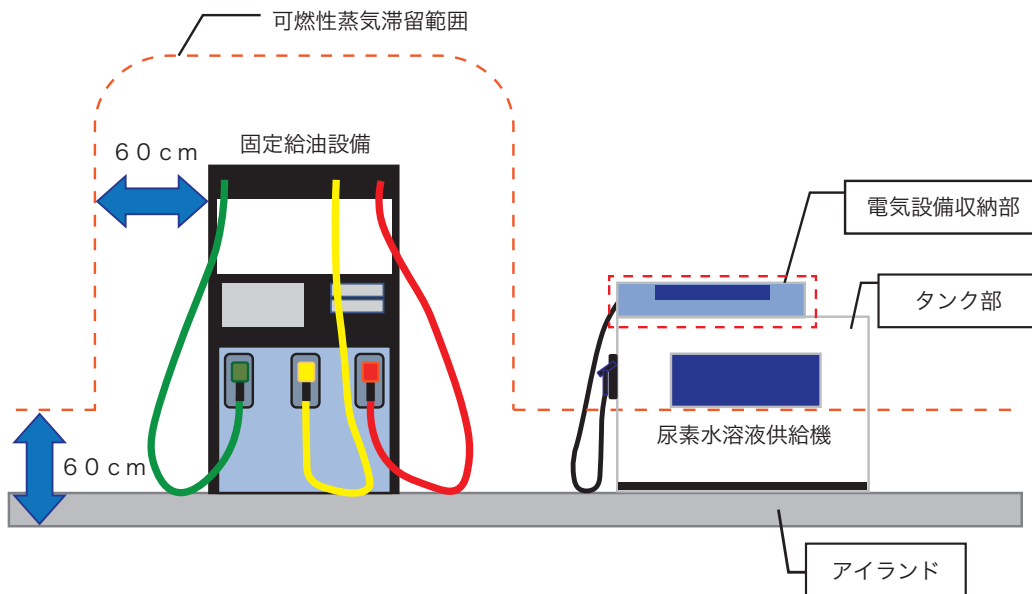


図3-9-20 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

イ プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。（図3-9-21参照）

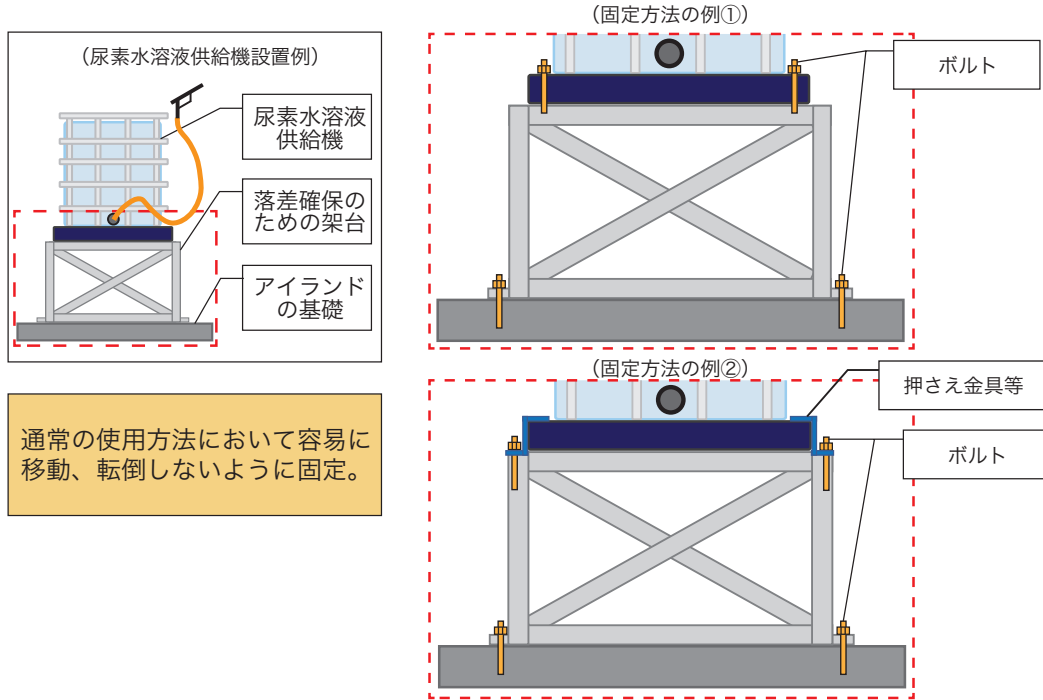


図3-9-21 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

- (6) 危規則第25条の5第2項第5号に規定する「急速充電設備」については、次によること。
- ア 危規則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」にあつては、第4章別記第11電気設備の基準(3)給油取扱所で示す範囲以外の場所とすること。〔R6.2.29 消防危40〕
- イ 次の(ア)から(カ)以外の場所は、危規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。
- (ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲（図3-9-22参照）

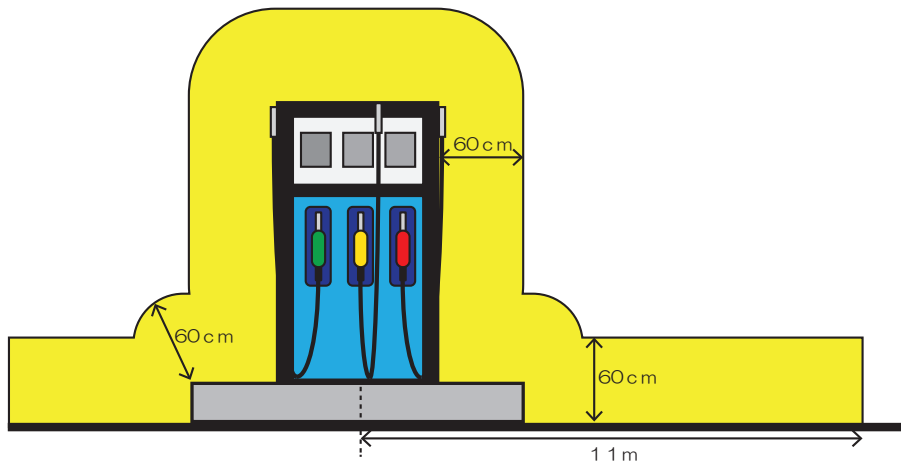


図3-9-22 固定給油設備の周囲

- (イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲（図3-9-23参照）

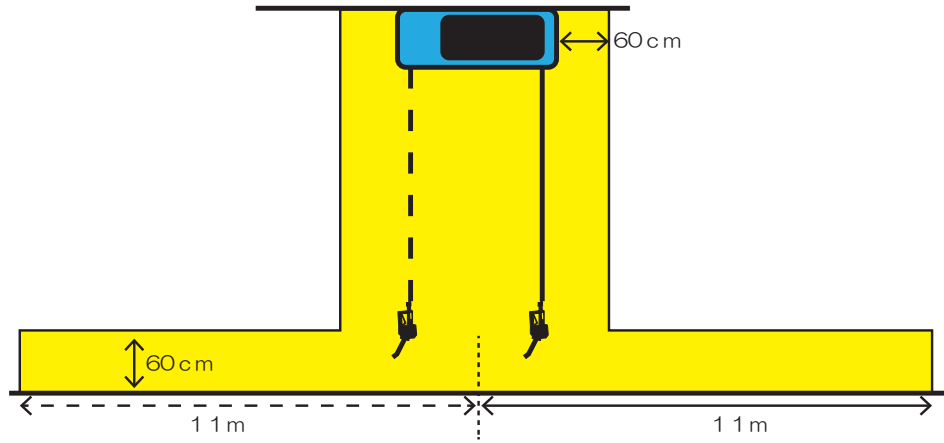
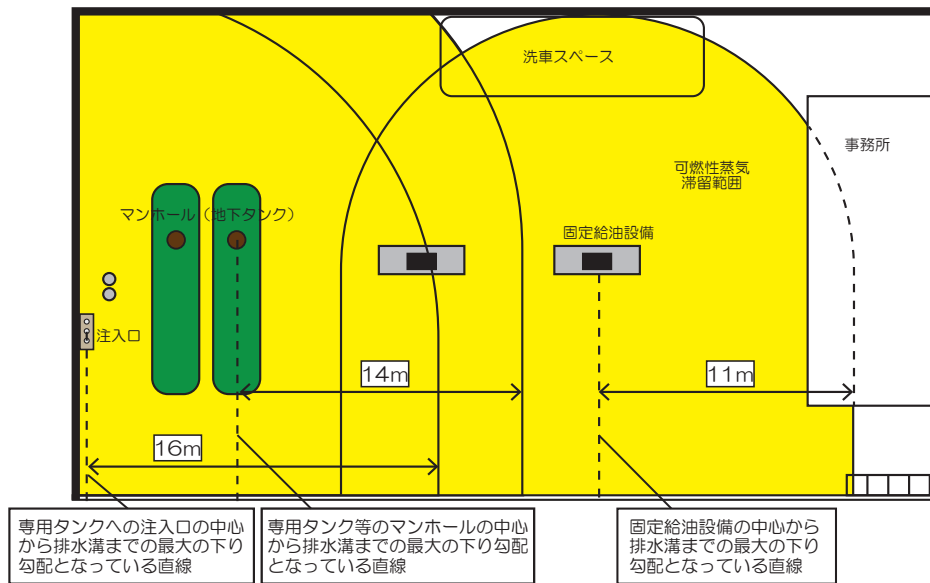


図3-9-23 懸垂式の固定給油設備の周囲

- (ウ) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲（図3-9-24参照）
- (エ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲（図3-9-24参照）



※屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）は、敷地全てを黄色塗り部分として取り扱う。

図3-9-24 給油取扱所（平面図）

- (オ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲（第4章別記第11電気設備の基準(4)地下タンク貯蔵所ウ通気管参照）
- (カ) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

17 附随設備以外の設備【危政令第17条第1項第23号】

- (1) 危政令第17条第1項第23号に規定する「給油に支障があると認められる設備」とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を起こすおそれがあり、火災予防上支障があると認められる設備をいう。〔S62.4.28消防危38〕
- (2) 給油取扱所に設けることができる給油に支障がないと認められる設備は、次によること。
- ア 必要最小限のPOS機器、現金自動釣銭機及びクイックサービスユニットは、アイランド上又は犬走り上に設置することができる。〔S62.4.28消防危38/S62.6.17消防危60〕▲
- イ コンピューター端末等の設置に伴い、風雨等を遮るためのボックスをアイランド上に設置することができる。ただし、当該ボックスの構造は、危政令第17条第1項第17号の基準に適合するものであること。
- ウ サインポール及び看板等を設ける場合は、次によること。〔S44.5.23消防予168/S45.8.4消防予160/S45.11.21消防予231/S47.1.12消防予30/S47.2.10消防予55/H1.5.10消防危44/H10.10.13消防危90/H31.4.19消防危81〕
- (ア) サインポール及び看板等の位置は、原則として給油空地及び注油空地外とすること。ただし、アイランド上のクイックサービスユニット、キャノピーの柱、衝突防止用のポール等を利用して設置する看板等、給油に支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。▲
- (イ) 危政令第17条第1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に設ける看板等の材料は不燃材料とすること。
- (ウ) 前記(イ)以外の看板等の材料は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。ただし、事務所等の建築物の屋上に設置するもの、サインポールに設ける照明部分の透光性材料及び看板に掲示する広告面にあつては、アクリル樹脂などの難燃性以外の材料を使用することができる。▲
- (エ) のぼり旗等の幕、布等を掲げる場合は防災性能を有するものとする。▲
- (オ) キャノピー上部に給油取扱所の業務と直接関係のない広告を掲げて差支えない。〔H10.10.13消防危90〕
- エ グリーンベルト、植込、池等は、給油作業に支障がないと認められるときは設置することができる。なお、植込の高さは、防火塀の高さ以下とすること。〔S46.4.23消防予65/S47.1.7消防予13〕
- オ 販売目的のタイヤを展示するガレージについて、次の要件を満たすものは給油行為等に支障のないものとして設置することができる。〔H10.10.13消防危90〕
- (ア) 鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターが設けられていること。
- (イ) 給油空地及び注油空地以外の場所で、かつ車両の動線の支障にならない場所であること。
- (ウ) 専用タンクの注入口及び通気管の付近を避け、営業に関し支障がなく火災予防上安全な位置であること。
- カ 太陽ヒーターを設置する場合は次によること。〔S56.8.14消防危103〕
- (ア) 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障ない位置とすること。
- (イ) 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分安全な構造であること。
- (ウ) 貯湯型給湯器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合は、事務所内とすること。
- キ 太陽光発電設備を設置する場合は、前オ(ア)(イ)によるほか「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策に関するガイドライン」によること。〔H27.6.8消防危135〕
- ク 給湯用ボイラー又は暖房用ボイラーを設置する場合は次によること。
- (ア) 事務所等の地下にボイラー室を設けることができる。〔S37.4.6消防危44〕

- (イ) 事務所等とは棟を異にするボイラー室を設けることができる。〔S52.11.26消防危170〕
- ケ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であればPHSのアンテナ等を設置して差し支えない。〔H9.3.25消防危27〕
- コ コインランドリー及び事務所等において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽(1t未満)を給油取扱所の敷地内に設置する場合は、次によること。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないものとする。〔H10.10.13消防危90〕
- (ア) LPGバルク貯槽及び附属設備(以下「LPGバルク貯槽等」という。)は、給油空地以外に設置すること。
- (イ) LPGバルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。
- (ウ) LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。
- (エ) LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。
- (オ) LPGタンクローリーの停車位置は、上記(ア)、(イ)(ただし書き以降)によることとし、その場所を明示すること。
- (カ) 予防規程にLPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。
- (3) 給油取扱所に設置することができない、給油に支障があると認められる設備は次によること。
- ア 自動販売機は、給油取扱所の販売室内に設ける場合を除き、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所への設置は認められない。〔R6.2.29消防危40〕
- イ 電撃式殺虫器の設置は認められない。〔S43.7.31消防危180〕

第2 屋内給油取扱所

1 屋内給油取扱所の水平投影面積等の算定方法【危政令第17条第2項、危規則第25条の6】

- (1) 危規則第25条の6に規定する屋内給油取扱所の水平投影面積等の算定方法については次によること。
- ア 水平投影面積の算定にあたっては、建築物のひさし、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分及びトラス等を面積に算入するものとする。なお、はり及びトラスについては、これらの本体部分の面積のみを算入するものとし、上屋の吹抜け部分は算入しないものとする。〔H1.5.10消防危44〕
- イ 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられている場合は、空間部分も含め当該屋根部分全体の水平投影面積により求めるものであること。〔H1.3.1消防危14〕
- ウ 「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、次のいずれにも該当するものであること。
- なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと。(図3-9-25参照)
- (ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- (イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

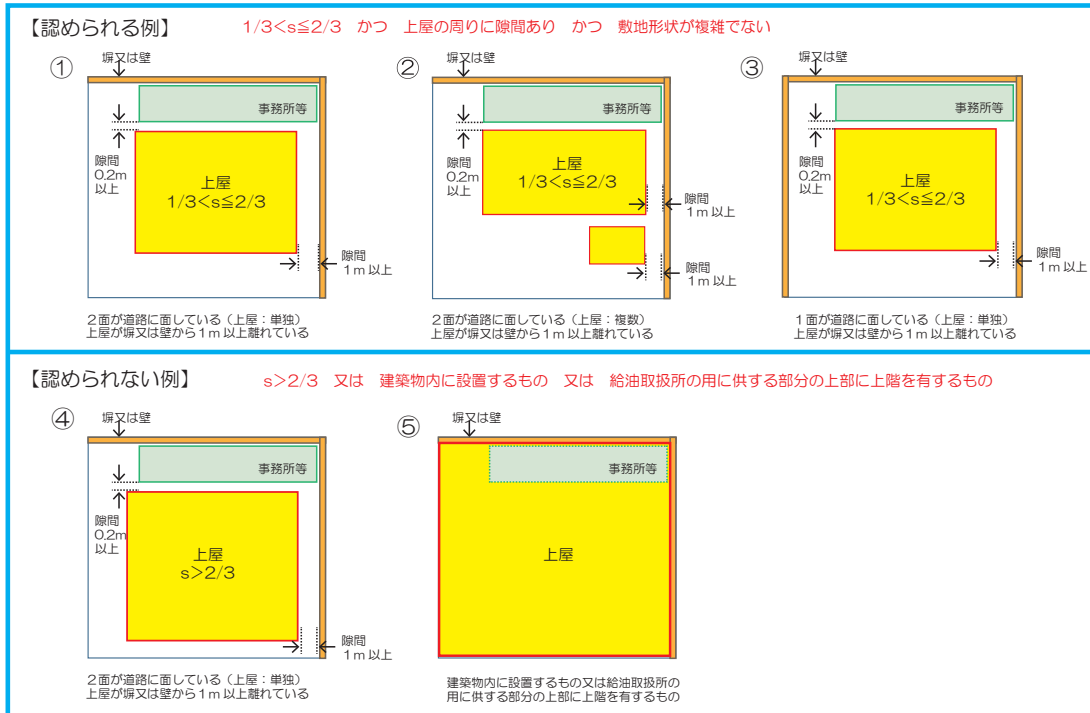


図3-9-25

(2) 給油取扱所の敷地面積は、防火塀の外側線と自動車等の出入りする側の道路境界線に囲まれた給油取扱所の用に供する部分の面積とすること。

(3) 許可の変更に関する取扱いについて

現に危政令第17条第2項の屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、改正後の危規則第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、危政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は次の取扱いとすること。

ア 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」〔H14.3.29消防危49〕により手続きを行うこと。

イ 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同通知に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続きを行うこと。

2 屋内給油取扱所の建築物【危政令第17条第2項第1号、危規則第25条の7】

(1) 危政令第17条第2項第1号に規定する「別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分」について、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。〔H1.3.3消防危15〕

(2) 危規則第25条の7に規定する自動火災報知設備を設ける場合は次によること。〔H1.5.10消防危44〕

ア 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、当該部分に地区音響装

置のみを設ければ差し支えない。(図3-9-26参照)

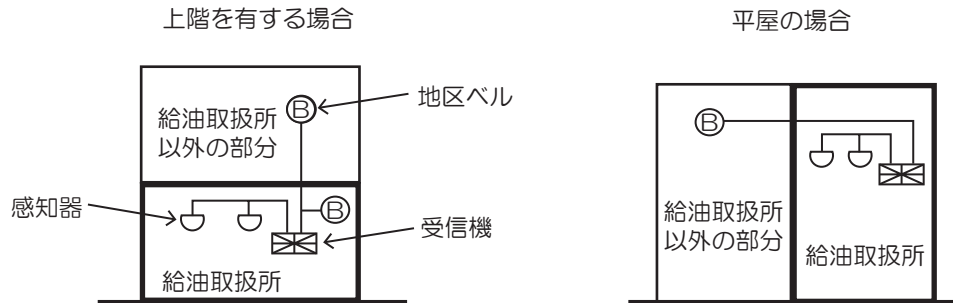


図3-9-26

イ 給油取扱所に設ける自動火災報知設備とは別に給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合は、給油取扱所に設ける自動火災報知設備の火災信号が、給油取扱所以外の部分に設置されている自動火災報知設備に移報されることで地区音響装置が鳴動するようにすること。(図3-9-27参照)

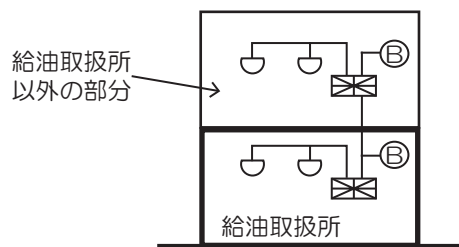


図3-9-27

ウ 自動火災報知設備の受信機は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けなければならないこと。

(3) 階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けることができる。〔H1.5.10消防危44〕

3 屋内給油取扱所の専用タンク等【危政令第17条第2項第2号～第4号、危規則第19条、第20条】

(1) 専用タンクに設ける通気管又は安全装置は次によること。

ア 危規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。〔H1.3.3消防危15〕

イ 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して設置することができる。この場合、貫通部は埋め戻し等の措置が講じられていること。〔H1.5.10消防危44〕

(2) 危政令第17条第2項第4号に規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備」は次によること。〔H1.5.10消防危44〕

ア 危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備としては、次のものが考えられる。

(ア) 専用タンクの容量以下に設定された量(以下「設定量」という。)の危険物が注入された場

- 合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの
- (イ) 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの
- (ウ) 設定量の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたセンサ管内の空気圧の上昇によりダイヤフラムを作動させ、注入管を閉鎖する機構を有するもの▲
- イ 危政令第17条第2項第4号に規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備」は、給油取扱所の専用タンク又は注入管に設けるものとし、移動タンク貯蔵所又は注入ホース等に設けることはできないものであること。

4 屋内給油取扱所の建築物の区画等【危政令第17条第2項第5号～第8号、危規則第25条の4】

- (1) 危政令第17条第2項第5号及び第6号に規定する「区画」は、「さいたま市消防用設備等に関する審査基準 第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い」の例によること。▲
- (2) 本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えないものであること。〔H1.3.3消防危15〕
- (3) 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の水平距離が1m未満となる場合は、当該塀又は壁は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。〔H1.3.3消防危15／H1.5.10消防危44〕

5 二方開放の屋内給油取扱所【危政令第17条第2項第9号、危規則第25条の8】

- (1) 危政令第17条第2項第9号に規定する二方が自動車等の出入りする側に面する屋内給油取扱所とは、給油空地の間口に接する自動車等の出入りする側にあつては、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の自動車等の出入りする側にあつては、給油空地の奥行き以上の幅の部分に防火塀等が設けられていないことをいう。(図3-9-28参照)

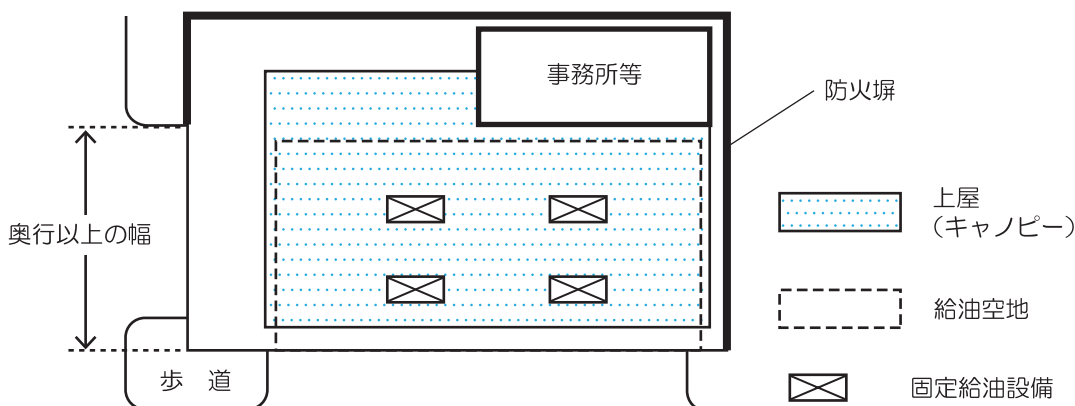
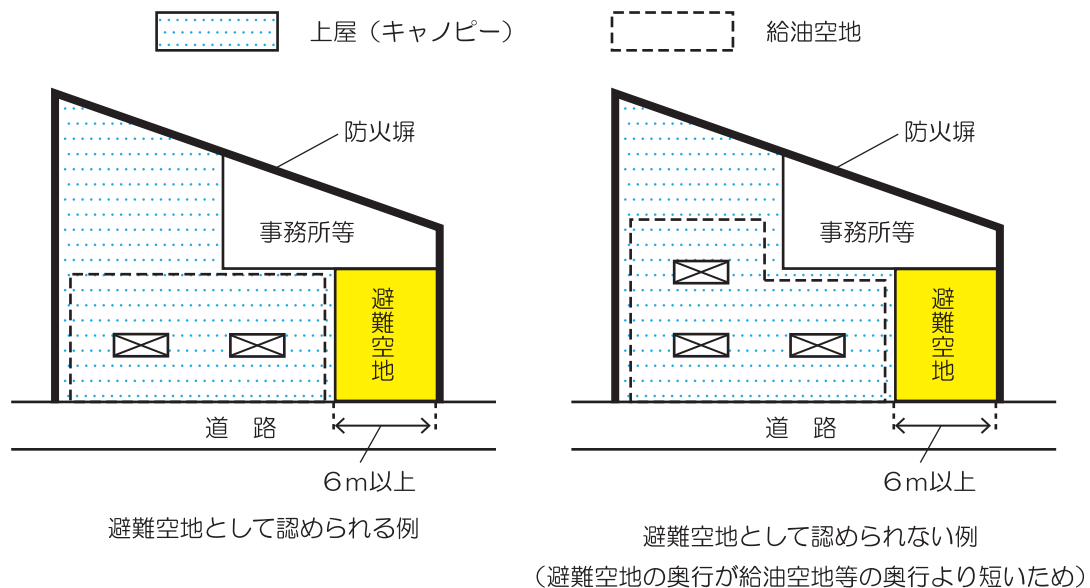


図3-9-28 二方開放の例

- (2) 危政令第17条第2項第9号に規定する「通風及び避難のための総務省令で定める空地」(以下この節において「避難空地」という。)に面する屋内給油取扱所は次によること。(図3-9-29参照)

- ア 危規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所を意味するものであること。ただし、避難空地上にキャノピーのほりが存する場合にあっては、屋外の場所とみなすことができる。〔H1.3.3消防危15〕
- イ 避難空地には一切の物品の存置及び車両の駐停車はできないものであること。また、自動車等が出入するために供することはできないものであること。〔H1.3.3消防危15〕
- ウ 避難空地内には設けることができる設備は次によること。〔H1.5.10消防危44〕
- (ア) 通気管にあっては、立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がなければ、認められる。
- (イ) 専用タンクにあっては、避難空地の地盤面下に埋設することができる。ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。
- (ウ) 避難空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置することができる。ただし、看板を当該空地内に張り出して設けることはできない。
- エ 避難空地は地盤面に駐停車禁止の表示が可能であるならば、アスファルト舗装とすることができる。なお、その場合、漏えいした危険物が当該空地へ流入しないような構造とするとともに、段差を設ける等避難上支障となる構造としないこと。〔H1.5.10消防危44〕
- オ 危規則第25条の4第1項1号に規定する給油等の作業場の用途である油庫が避難空地に面して設けられている場合は、当該油庫の避難空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる常時閉鎖の特定防火設備である場合は、危規則第25条の8第2号の避難空地に係る奥行きの規定について、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。〔H1.5.10消防危44〕（図3-9-30参照）



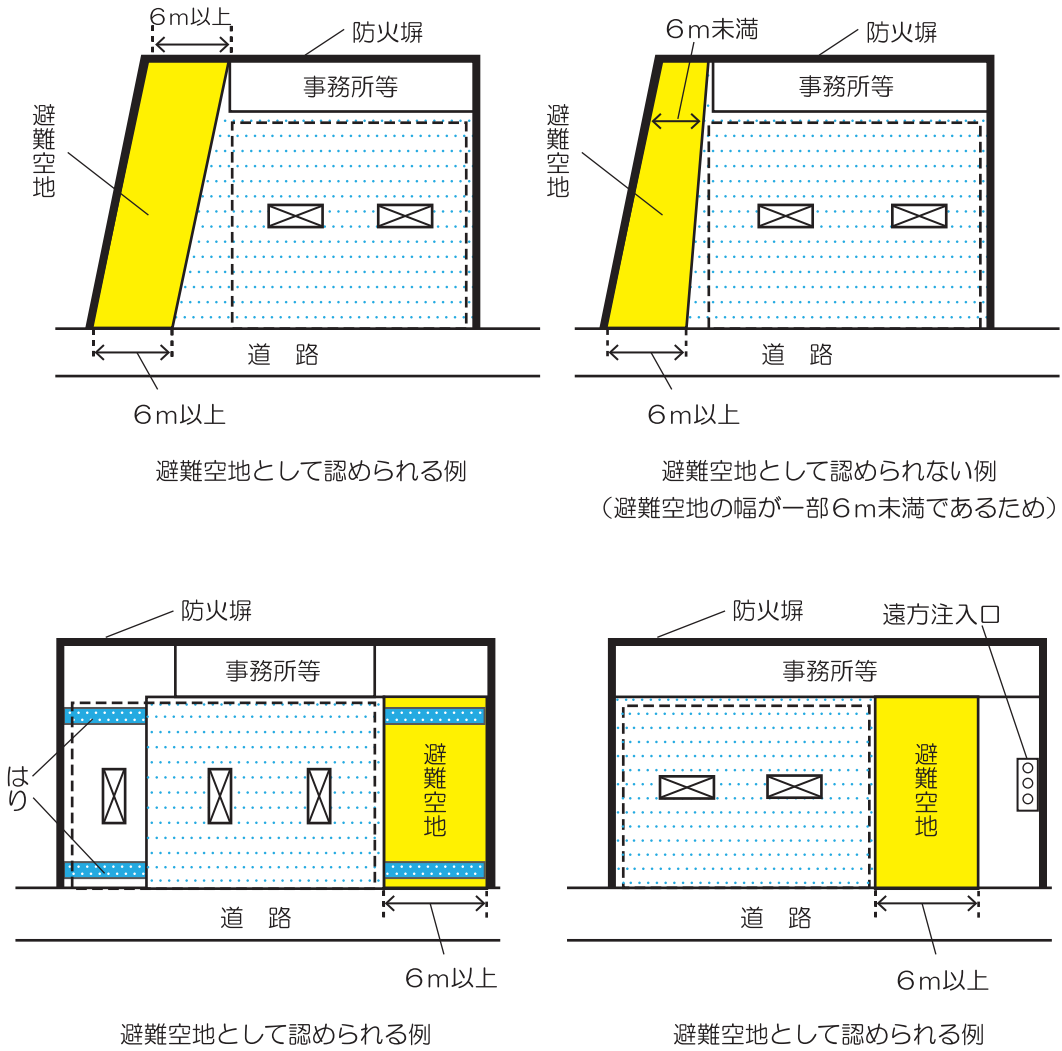


図3-9-29 避難空地に面する屋内給油取扱所の例

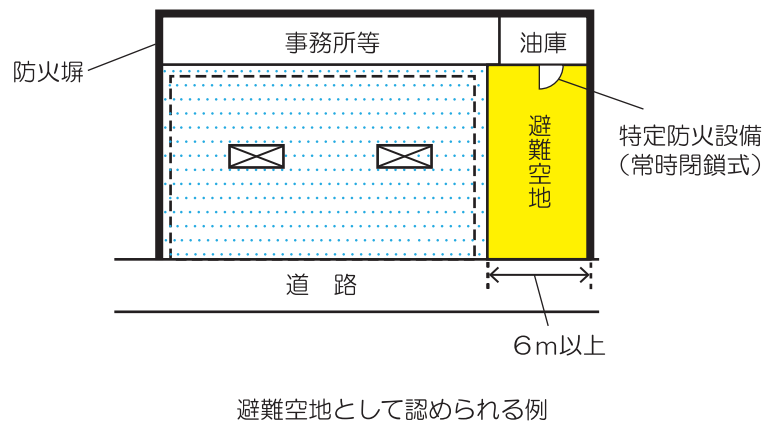


図3-9-30 避難空地に面して油庫が設けられている場合の例

6 一方開放の屋内給油取扱所【危政令第17条第2項第9号ただし書き、危規則第25条の9】

(1) 危規則第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等は次によること。

ア 事務所等とは、危規則第25条の4第1項第2号から第4号及び第6号の用途に供する部分を用いるものであること。〔H1.5.10消防危44〕

イ 「敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。なお、避難に要する通路の幅は、1 m以上とすること。〔H1.3.3消防危15〕▲

ウ 事務所等の窓にはめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。▲

エ 防火扉（建築物の壁体を兼ねるものを除く）に設けた避難口は、「敷地外に直接通じる避難口」として認められない。〔H1.5.10消防危44〕

(2) 危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地(一切の建築物の設けられていない場所)をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。〔H1.3.3消防危15〕

(3) 危規則第25条の9第4号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は次によること。〔H1.5.10消防危44〕

ア 警報設定値は、設置場所における周囲の雰囲気濃度において、おおむね爆発下限界の4分の1以下の値であること。

イ 警報設備の検知部は防爆性能を有するものであること。

ウ 警報を発した後は、濃度に変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

エ 検知部の取付位置は、床面からおおむね15cm以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。

オ 受信機の設置場所及び警報音の発する場所は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

(4) 危規則第25条の9第5号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又はその周囲に保護柵を設ける等の措置をいうものであること。〔H1.3.3消防危15〕

7 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等【危政令第17条第2項第10号】

危政令第17条第2項第10号に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等」(以下、「穴、くぼみ等」という。)の取扱いは次によること。〔H9.12.3 消防危112〕

(1) オートリフトを収納する地下ピットは穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱う。

(2) ブレーキテスターを収納する地下ピットを危険場所に設ける場合は、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱う。

(3) 穴、くぼみ等に該当する地下ピット等の内部に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋外の高所に有効に排出することができる設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、当該地下ピット等を設置して差し支えない。

8 上部に上階を有する屋内給油取扱所【危政令第17条第2項第11号、危規則第25条の10】

- (1) 危政令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の用に供する部分（危規則第25条の4第1項第4号に規定する本店事務所等を含む。）の直上部に給油取扱所以外の用に供する部分を有するものをいう。〔H1.5.10消防危44〕（図3-9-31参照）

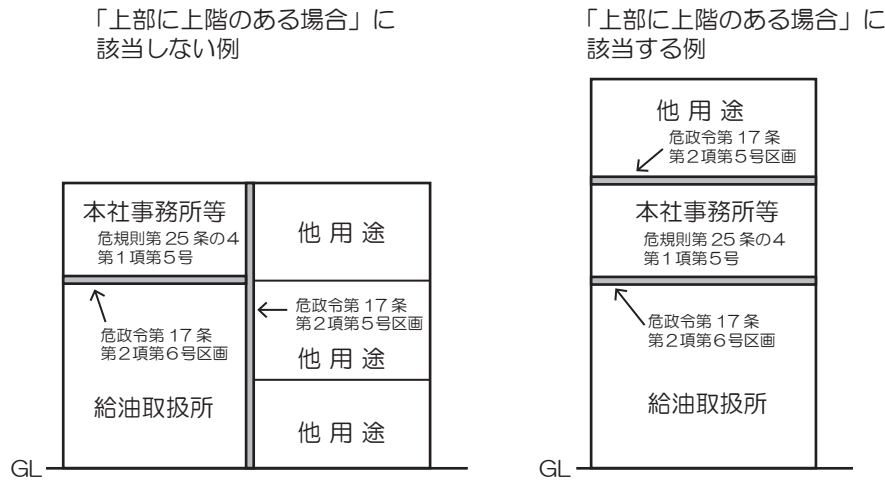


図3-9-31 上部に上階がある場合の例

- (2) 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場等を設ける場合は、上階があるものとして取り扱うこと。〔H1.5.10消防危44〕
- (3) 危規則第25条の10第1号に規定する「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分に設けること」とは、火災が発生した場合に上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（(5)の漏えい局限化措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋内に設けることをいう。▲
- (4) 危規則第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないもの」とは、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋の屋上部への延焼経路となる開口部を設けないことをいう。▲
- (5) 危規則第25条の10第2号に規定する「危険物の漏えい範囲を15㎡以下に局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する容量4㎡以上の設備」（以下「漏えい局限化措置」という。）は次によること。
- ア 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）には15㎡の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を収容するための収容槽を設けること。この場合、設置場所は、移動タンク貯蔵所の停止位置を十分考慮すること。
- イ 収容槽の材質は金属、コンクリート又はFRPとし、埋設による土圧、水圧に耐えられるものであること。●
- ウ 収容槽は実収容量を4㎡以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備えること。なお、当該収容槽は専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。
- エ 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約50分の1の勾配を設けること。●
- オ 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容設備への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設けること。なお、バルブピットの上蓋は防

水型とすること。●

カ 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないよう指導するものであること。●

(6) 危規則第25条の10第3号に規定する「水平距離1.5m以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさし」（以下「ひさし等」という。）の取扱いは次によること。（図3-9-32参照）▲

なお、ひさしは、ベランダ等他の用途としての使用は認められない。

ア 危規則第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R 3206で規定された強化ガラスを用いたはめごろし窓とすること。

イ ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1.0mとすることができる。この場合、危規則第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は1.0m未満とすることはできない。〔H1.3.3消防危15/H1.5.10消防危44〕

(ア) ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。

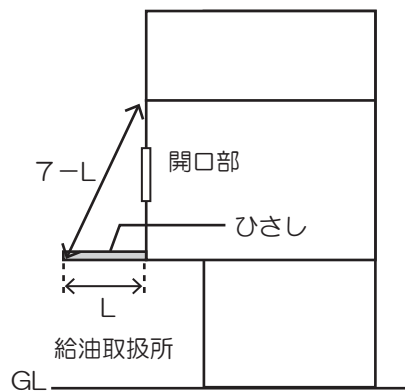
(イ) 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(ウ) ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3MPa以上で、かつ、放水量が130 L/min以上の性能のものとする。

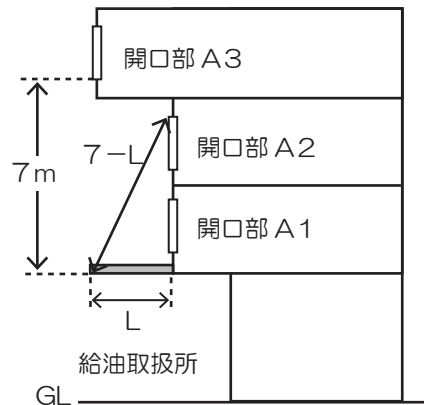
(エ) ドレンチャー設備には、予備動力源を設けること。

ウ ひさし等の上部に屋根のない貸駐車場等を設ける場合において、当該ひさし等の先端から1.5m以上離れた部分に駐車する車両の高さ以上の高さであって耐火性能を有する壁を設ける場合は、危規則第25条の10第4号の規定は適用しないことができる。〔H1.12.21消防危第114〕

① 一般的なひさしの設置



② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



- ・ 開口部に対するひさしの長さLは、1.5m以上とする。
- ・ 開口部A1及びA2に対するひさしの長さはLとする。
- ・ 開口部A3に対するひさしの長さは、L=0とする。

図3-9-32 水平距離1.5m以上張り出した屋根又は耐火性能を有するひさし

第3 基準の特例を定める給油取扱所**1 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準【危政令第17条第3項第4号、危規則第27条の3、第27条の4】**

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準は、危規則第27条の3又は第27条の4の規定によるほか、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」〔H10.3.11消防危22〕によること。

2 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準【危政令第17条第3項第5号、危規則第27条の5】

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準は、危規則第27条の5の規定によるほか、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」〔H17.3.24消防危62/H24.12.18消防危23号〕によること。

なお、改質装置を設置する場合の安全対策については、「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」〔H24.5.23消防危140〕によること。

3 自家用給油取扱所【危政令第17条第3項第6号、危規則第28条】

自家用給油取扱所の技術上の基準は、前記第1（1(1)ア、イ及び6(4)を除く。）又は第2の基準によるほか、次によること。

(1) 自家用給油取扱所の範囲について

自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油する給油取扱所をいい、タクシー会社、バス会社等で自己の所有する自動車等にも給油するものをいう。なお、次のア又はイに示す場合については自家用給油取扱所として認めて差し支えないこと。

ア トラック運送事業協同組合等の組合組織により、当該組合の事業所と同一敷地内に組合理事長（組合員の代表）が所有し、管理する給油取扱所を設置し、加入する組合員（法人及び個人）が所有し、管理し、又は占有するトラックに給油する給油取扱所〔S58.11.7消防危106〕

イ 持株会社であるA社の子会社であるB社が自家用給油取扱所の所有者となっており、B社と関連会社（C社、D社や協力会社（E社、整備会員（F社との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、関連会社等の自動車1台ごとにB社が給油カードを発行して、B社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行う。

また、当該給油取扱所において、不特定の車両への給油は行わない。（図3-9-33参照）

(組織図)

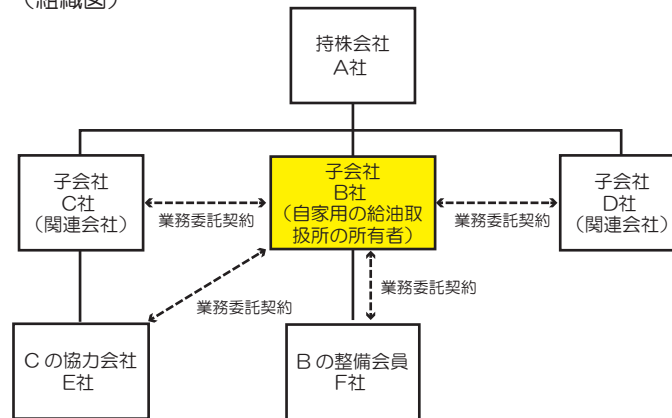


図3-9-33 自家用給油取扱所の範囲

(2) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たまま給油することのない広さを確保すること。

(3) 自動車等の出入する側

自動車等の出入する側は、4 m以上の幅員を有する道路又は構内道路に面している側をいうものであること。

第4 メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所

メタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所【危政令第17条第4項、危規則第28条の2～第28条の2の3】

(1) メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、位置、構造及び設備が危政令第17条第4項に規定する技術上の基準に適合している給油取扱所において行うことが必要であり、当該基準に適合しない給油取扱所で取り扱うことは、消防法に違反するものであること。〔H11.8.3消防危72〕

(2) メタノール等を取り扱う給油取扱所の基準は、危規則第28条の2から第28条の2の3の規定によるほか、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」〔H6.3.25消防危28〕によること。

(3) エタノール等を取り扱う給油取扱所の基準は、危規則第28条の2から第28条の2の3の規定によるほか、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準の運用について」〔H24.1.11消防危2〕によること。

第5 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義【危政令第17条第5項、危規則第28条の2の4】

危規則第28条の2の4に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱

所」という。)において、認められる危険物の取扱いは、次によること。〔H10.3.13消防危25〕

ア 「自動車」には自動二輪車が含まれるものであること。

イ 顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。

2 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準【危規則第28条の2の5】

(1) セルフ給油取扱所の表示

危規則第28条の2の5第1号に規定する表示は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えない。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。〔H10.3.13消防危25〕

(2) 危規則第28条の2の5第2号に規定する「顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備」(以下、「顧客用固定給油設備」という。)の構造及び設備の基準は、次によること。

〔H10.3.13消防危25〕

ア 危険物保安技術協会において、顧客用固定給油設備等に係る試験確認業務を実施するとともに、当該試験確認に合格した顧客用固定給油設備等に対しては型式試験確認済証が貼付されるので、設置にあたっては試験合格品を使用するよう指導すること。●

イ 手動開閉装置を開放した状態で固定する給油ノズル

危規則第28条の2の5第2号ロに規定する手動開閉装置を開放した状態で固定する装置を備えた給油ノズル(ラッチオープンノズル)とする場合は、次の(ア)から(ウ)によること。

(ア) 手動開閉装置が開放状態であるときは、手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造とすること。構造例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感じて自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。

(イ) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造とすること。構造の具体例としては、給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造等があること。

(ウ) 引火点が40度未満の危険物を取り扱うホース機器は、給油するときに放出される可燃性蒸気を回収する装置(可燃性蒸気回収装置)を設けること。装置の具体例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものは、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

ウ 静電気を有効に除去することができる給油ノズル

危規則第28条の2の5第2号ハに規定する「給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造」は、次によること。〔H19.3.16消防危61〕

(ア) ノズルの握りの部分及びレバーについて、導電性のあるものであること。なお、導電性が不明な場合には、導電性がないものとみなすこと。

(イ) 前記(ア)については、固定給油設備の静電気除去装置が有効に機能することが前提となるものであることから、固定給油設備等の接地(アース)が有効に機能していること。

(ウ) その他、静電気火災の防止対策については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」〔H19.3.16消防危61〕1によること。

エ 給油ノズルの満量時の自動停止構造

危規則第28条の2の5第2号ニに規定する「自動的に停止する構造のもの」は、次によること。

- (ア) 給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。
- (イ) 手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15 L毎分程度（軽油専用で吐出量が60 L毎分を超える吐出量のものにあつては、25 L毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖閉しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

オ 顧客に危険物が飛散しないための措置

危規則第28条の2の5第2号ニに規定する「顧客に危険物が飛散しないための措置」とは、給油ノズルにスプラッシュガード（ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品）を設置することをいう。〔H19.3.16消防危61〕

カ 給油ホースの緊急離脱装置

危規則第28条の2の5第2号ホに規定する「危険物の漏えいを防止することができる構造のもの」として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置する場合は、次によること。

- (ア) 緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。
- (イ) 緊急離脱カップラーの離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を堅固に固定し、緊急離脱カップラーを効果的に機能させる必要があること。

キ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止する構造

危規則第28条の2の5第2号ヘに規定する「誤給油を有効に防止することができる構造」は、次によること。

- (ア) 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始できる構造としたもの（コンタミ防止装置）。
- (イ) 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定する構造や、顧客が自ら固定給油設備等で油種設定する構造等がある。
- (ウ) ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停車位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあつては、ガソリン及び軽油相互の誤給油防止構造を有しているとみなすことができること。

ク 給油量及び給油時間の上限を設定できる構造

危規則第28条の2の5第2号トに規定する「上限をあらかじめ設定できる構造」の、当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量はガソリンを100 L以下、軽油を200 L以下とし、給油時間を4分以内に設定すること。●〔H12.2.1 消防危第12〕

ケ 地震時の緊急停止装置

危規則第28条の2の5第2号チに規定する「危険物の供給を自動的に停止する構造」は、地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであり、感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置できるものであること。

- (3) 危規則第28条の2の5第3号に規定する「顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるため

の固定注油設備」(以下、「顧客用固定注油設備」という。)の構造及び設備の基準は、次によること。〔H10.3.13消防危25〕

ア 危険物保安技術協会において、顧客用固定給油設備等に係る試験確認業務を実施するとともに、当該試験確認に合格した顧客用固定給油設備等に対しては型式試験確認済証が貼付されるので、設置にあたっては試験合格品を使用するよう指導すること。●

イ 注油ノズル

危規則第28条の2の5第3号イに規定する「注油ノズル」は、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの(非ラッチオープンノズル)とすること。

ウ 給油ノズルの満量時の自動停止構造

危規則第28条の2の5第3号ロに規定する「自動的に停止する構造のもの」は、15L毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

エ 注油量及び注油時間の上限を設定できる構造

危規則第28条の2の5第3号ハに規定する「上限をあらかじめ設定できる構造」の、当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量については100L以下、注油時間については6分以内に設定すること。●〔H12.2.1消防危12〕

オ 地震時の緊急停止装置

危規則第28条の2の5第3号ニに規定する「危険物の供給を自動的に停止する構造」は、地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであり、感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置できるものであること。

(4) 危規則第28条の2の5第4号の規定により、固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、次の措置を講ずること。

なお、当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではなく、すべての固定給油設備等に対して行うこと。〔H10.3.13消防危25〕

ア 衝突防止措置

危規則第28条の2の5第4号イに規定する「衝突を防止するための措置」には、車両の進入又は退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではないこと。

イ 漏えい拡散防止措置

危規則第28条の2の5第4号ロに規定する「危険物の漏えいの拡散を防止するための措置」は、次によること。

(ア) 立ち上がり配管遮断弁及び逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。)によること。

(イ) 立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

(ウ) 逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(5) 危規則第28条の2の5第5号の規定により、固定給油設備等及びその周辺には、次による表示をすること。〔H10.3.13消防危25〕

ア 顧客用固定給油設備等である旨の表示

危規則第28条の2の5第5号イに規定する顧客用固定給油設備等である旨の表示方法は、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業員が給油等をする旨を表示すること。

イ 自動車等の停車位置等の表示

危規則第28条の2の5第5号イに規定する地盤面等への表示は、普通自動車等の停止位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

ウ 使用方法の表示

危規則第28条の2の5第5号ロに規定する使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、「直近の位置」とは顧客用固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、近傍の壁等）をいうものであること。

エ 危険物の品目の表示

危規則第28条の2の5第5号ロに規定する危険物の品目の表示は、同号ロの定めによるほか、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するとき、文字には「プレミアム軽油」を、色に「黄緑」を用いて差し支えないものであること。なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行なうことが望ましいものであること。●

オ 顧客用以外の固定給油設備等の表示

危規則第28条の2の5第5号ハに規定する顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等には、顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

この場合、表示方法は、固定給油設備等、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

(6) 危規則第28条の2の5第6号に規定する「制御卓その他の設備」は、次によること。〔H10.3.13消防危25/R5.9.19消防危251〕

ア 制御卓の位置

危規則第28条の2の5第6号イに規定する「直接視認できる」とは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。

イ 視認を常時可能にするための監視設備

危規則第28条の2の5第6号ロに規定する「監視設備」とは、モニターカメラ及びディスプレイをいう。また「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

ウ 危険物の供給を開始し及び停止するための制御装置

危規則第28条の2の5第6号ハに規定する「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のもの

にあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

エ 危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）

危規則第28条の2の5第6号ニに規定する「制御装置」とは、緊急停止スイッチを設けることであること。なお、「火災その他の災害に際し速やかに操作できる箇所」とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

オ 顧客と容易に会話することができる装置（インターホン）

危規則第28条の2の5第6号ホに規定する「顧客と容易に会話することができる装置」としては、インターホンが該当すること。この場合、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。

カ すべての顧客に必要な指示を行うための放送機器

危規則第28条の2の5第6号ホに規定する「放送機器」とは、スピーカー等を、顧客がいる全ての場所に指示ができるように設置するものであること。なお、放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行なう放送機器として用いても差し支えないこと。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先される必要があること。〔H10.10.13消防危90〕

キ 固定消火設備の起動装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明なふたで覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時にはすみやかに操作することができるものであること。

ク 制御卓の複数設置

は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する必要があること。

ケ コンビニエンスストア等併設給油取扱所

制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示を行なうことが確保されていれば、認めて差し支えないこと。〔H10.10.13消防危90〕

